

令和8年1月31日（補訂版）

令和版「民法」初学者用の入門レジュメ（判例紹介編）

捧 大地

<今回の学習>

【最判令和3年11月2日（民集75巻9号3643頁〔重判解令和4年度「民法4」〕）】

～❶人身損害と物損では訴訟物が異なる/❷消滅時効の起算点も異なる～

第1 事実の概要

1 事案

本件は、車両を運転中に交通事故に遭ったXが、加害車両の運転者であるYに対し、不法行為等に基づき、本件交通事故によりXに生じた身体傷害及び車両損傷を理由とする各損害の賠償を求める事案である。上記車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権が平成29年法律第44号による改正前の民法724条前段所定の3年の消滅時効（以下「短期消滅時効」という。）により消滅したか否かが争われている。

平成27年2月26日、X（原告・被控訴人・被上告人）が所有し運転する大型バイク（以下「本件車両」という。）と、加害者Y（被告・控訴人・上告人）が運転する普通4輪自動車が衝突する交通事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

Xは、本件交通事故により傷害を負い、平成27年8月25日に症状が固定した。

Xは、平成30年8月14日、本件訴訟を提起した。その請求は、物損部分（車両損害と弁護士費用）と身体傷害部分である。

Yは、本件訴訟の提起前に短期消滅時効が完成していると主張して、これを援用した。なお、Xが遅くとも平成27年8月13日までに本件事故の相手方がYであることを知ったことは、当事者間に争いがない。

2 第一審

Xの本件物損部分に関する損害賠償の請求を一部認容した。

3 原審

原審は、「同一の交通事故により被害者に身体傷害及び車両損傷を理由とする各損害が生じた場合、被害者の加害者に対する車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の短期消滅時効は、被害者が、加害者に加え、当該交通事故による損害の全体を知った時から進行するものと解するのが相当である。本件事故によりXには身体傷害及び車両損傷を理由とする各損害が生じたところ、Xが本件事故による損害の全体を知ったのは、症状固定の診断がされた平成27年8月25日であると認めるのが相当であるから、本件訴訟が提起された平成30年8月14日の時点では、XのYに

対する本件車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の短期消滅時効は完成していなかった」として、「Yの短期消滅時効の抗弁を排斥し、本件車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求を含めてXの請求を一部認容」した。

4 上告

これに対して、Yが上告した。

第2 最高裁判旨

○ 主 文 ○

- 1 原判決中、車両損傷を理由とする損害賠償請求に関する部分を破棄し、同部分につき第1審判決を取り消す。
- 2 前項の部分に関するXの請求を棄却する。
- 3 Yのその余の上告を却下する。
- 4 訴訟の総費用はこれを6分し、その1をYの負担とし、その余をXの負担とする。

○ 理 由 ○

上告代理人〔氏名略〕の上告受理申立て理由について

〔中略〕

- 4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

- (1) 交通事故の被害者の加害者に対する車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の短期消滅時効は、同一の交通事故により同一の被害者に身体傷害を理由とする損害が生じた場合であっても、被害者が、加害者に加え、上記車両損傷を理由とする損害を知った時から進行するものと解するのが相当である。

なぜなら、車両損傷を理由とする損害と身体傷害を理由とする損害とは、これらが同一の交通事故により同一の被害者に生じたものであっても、被侵害利益を異にするものであり、車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権は、身体傷害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権とは異なる請求権であると解されるのであって、そうである以上、上記各損害賠償請求権の短期消滅時効の起算点は、請求権ごとに各別に判断されるべきものであるからである。

- (2) これを本件についてみると、前記事実関係等によれば、被上告人Xは、本件事故の日に少なくとも弁護士費用に係る損害を除く本件車両損傷を理由とする損害を知ったものと認められ、遅くとも平成27年8月13日までに本件事故の加害者を知ったものであるから、本件訴訟提起時には、被上告人Xの上告人Yに対する不法行為に基づく上記損害〔車両損害〕の賠償請求権の短期消滅時効が完成していたことが明らかである。また、上記損害の賠償請求が認められない以上、そのための訴訟の提起・追行に要した弁護士費用に係る損害の賠償請求も認められないというべきである。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中、本件車両損傷を理由とする損害賠償請求に関する部分は破棄を免れない。そして、以上に説示したところによれば、上記部分に関する被上告人Xの請求は理由がないから、同部分につき第1審判決を取り消し、同部分に関する被上告人Xの請求を棄却すべきである。

なお、その余の請求に関する上告については、上告人Yは上告受理申立ての理由を記載した書面を提出しないから、これを却下することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

以 上

<あとがき>

この判例に限らないが、判例を日々学習していないと、弁護過誤になりうる。心して日々、法学情報のみならず時事情報（科学情報を含めて）全般を学習してほしい。

草々